

国民年金の各種手続きに 個人番号(マイナンバー)が必要になります。



平成30年3月から、これまで基礎年金番号を記載していただいていた届出については、原則としてマイナンバーを記入いただくこととなります。マイナンバーを利用することによって、これまで必要だった書類の提出の一部が不要になるなど、利便性が向上しますので、ご協力をお願いいたします。なお、マイナンバーを記入していただく際には、あわせて本人確認書類の提出をお願いします。

●本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている場合

身元確認と番号確認が、このカード1枚で可能です。



マイナンバーカード(個人番号カード)を持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をします。

身元確認

①免許証・パスポート・障害者手帳など写真付きのもの

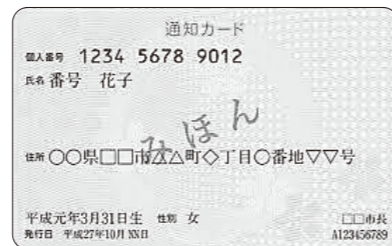
または

②上記の書類が無い場合は下記の書類2つ以上
(保険証、児童扶養手当証書、年金手帳、年金証書、印鑑登録証明書、日本年金機構からの通知書など)



番号確認

・マイナンバー通知カード
・住民票(マイナンバー付き)など



国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の「学生納付特例申請書」を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送していただくことにより、平成30年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

■問合せ先 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

ご存知
ですか?

児童扶養手当・特別児童扶養手当

●児童扶養手当

【対象となる児童】(例)

- ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・母が婚姻によらないで出産した児童
 - ・父又は母が一定の障害の状態にある児童 ・父又は母の生死が明らかでない児童 など
- ※児童が児童福祉施設等に在所しているときなど、支給されない場合もありますのでお問い合わせください。

【手当月額】(平成29年4月現在の額)

※受給資格者、その配偶者又は生計同一の扶養義務者(祖父母・子・兄弟等)の前年の所得が制限額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当の一部または全部が支給されません。

区分	基本額
全部支給	42,290円
一部支給	42,280~9,980円
児童が2名のとき	9,990円加算(一部支給9,980~5,000円)
児童が3名以上のとき	5,990円加算(一部支給5,980~3,000円)

●特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。手当を受けることができる方は、児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方です。

【手当月額】(平成29年4月現在の額)

※受給資格者、その配偶者又は生計同一の扶養義務者(祖父母・子・兄弟等)の前年の所得が制限額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給されません。

区分	1級(重度)	2級(中度)
月額	51,450円	34,270円

申請について

該当となる方は役場福祉保健課でお手続きをお願いします。受給理由等により、必要な提出書類等が違いますので、詳しくはお問い合わせください。

手当を受ける資格がなくなった場合はすぐに届け出を

◆児童扶養手当

- ・婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき)。
- ・児童を養育しなくなったとき。
- ・対象となる児童が児童福祉施設等に在所したとき。
- ・遺棄されている場合、父(母)から安否を気遣う電話、手紙や送金があったとき、または連絡をとったとき。
- ・拘禁中の父(母)が出所(仮出所を含む)したとき。

◆特別児童扶養手当

- ・対象となる児童が児童入所施設等に在所したとき。
- ・対象となる児童の障害が政令で定める程度でなくなったとき。
- ・対象となる児童が自分の障害を支給事由とする年金(障害基礎年金、障害厚生年金など)を受けようになったとき。
- ・対象となる児童や受給者が亡くなったとき。
- ・受給者が対象となる児童を監護あるいは養育しなくなったとき。
- ・受給者や対象となる児童が日本国外に住所を移したとき。



■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608